

# ○地域自立支援協議会と施策推進協議会の関係

地域自立支援協議会

## 設置根拠（国）

●地域生活支援事業の実施について（厚生労働省通知）  
 6 地域自立支援協議会  
 相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、市町村が設置する。  
 （構成メンバー）  
 地域の実情に応じ選定されるべきものであるが、想定される例としては以下のとおり。  
 ・ 相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、障害者関係団体、当事者、学識経験者 等  
 （主な機能）  
 ・ 中立・公平性を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価等を実施。  
 ・ 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整（当該事例の支援関係者等による個別ケア会議を必要に応じて随時開催）  
 ・ 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議  
 ・ 地域の社会資源の開発、改善  
 ・ 市町村相談支援機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業の活用に関する協議  
 ・ 権利擁護等の分野別のサブ協議会等の設置、運営 等



障害者総合支援法  
 （協議会の設置）  
 第八十九条の三 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される協議会を置くように努めなければならない。  
 2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

## 設置根拠（市）

●春日井市地域生活支援事業規則  
 （地域自立支援協議会）  
 第5条 相談支援事業を効果的に実施するため、春日井市附属機関設置条例第4条の規定に基づき、春日井市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。  
 2 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。  
 (1) 相談支援事業の運営評価等の実施に関すること。  
 (2) 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整等に関すること。  
 (3) 地域の関係機関によるネットワークに関すること。  
 (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。  
 (5) 相談支援事業の機能の強化に関すること。  
 (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。  
 3～14 略

市町村は、第八十九条の三第一項に規定する協議会（以下この項及び第八十九条第六項において「協議会」という。）を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。（総合支援法 § 88⑧）

この協議会と、地域自立支援協議会は車の両輪のようにお互いの状況を報告しあいながら障がいのある人やその家族の支援を、一緒に考えていくというのが本来のあり方です。春日井市の場合、障害者自立支援法に基づく障害福祉計画と、障害者基本法に基づく障害者計画の作成と進捗管理をこの推進協議会が中心に行うというシステムになっている（H21②推進協・木全会長談）

施策推進協議会

## 設置根拠（国）

●障害者基本法  
 （都道府県等における合議制の機関）  
 第三十六条 都道府県（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）を含む。）に、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置く。以下、略  
 2～3 略  
 4 市町村（指定都市を除く。）は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。  
 (1) 市町村障害者計画に関し、第十一条第六項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。  
 (2) 当該市町村における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。  
 (3) 当該市町村における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。  
 5 略

## 設置根拠（市）

●春日井市障がい者施策推進協議会規則

障がい者計画

障がい福祉計画

市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、第三十六条第四項の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては障害者その他の関係者の意見を聴かなければならない。（基本法 § 11 ⑥）

障害者基本法第三十六条第四項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かなければならない。（総合支援法 § 88 ⑨）